

2019年度以前に入学した学部生の状況ごとの授業料減免制度の手続方法

(6年制学部のみ令和6年度まで実施)

授業料減免制度の原則

給付奨学金と一体となった**高等教育の修学支援制度(以下「国の制度」という。)**による授業料減免を適用します。

- 第Ⅰ区分(全額減免・全額給付金)
- 第Ⅱ区分(2/3減免・2/3給付金)
- 第Ⅲ区分(1/3減免・1/3給付金)

経過措置の授業料減免制度(本学独自)

「国の制度」への変更に伴い、給付奨学金を含めて考えても経済的支援が従来の本学減免制度より不利となる場合に、**令和元年度までの授業料減免制度(以下「旧制度」という。)**を利用した「経過措置」の授業料減免を行います。

右記④⑤に該当する方が対象。「国の制度」の第Ⅰ区分(全額減免)・第Ⅱ区分(2/3減免)に該当する方は対象外です。

なお、この経過措置は、医学部・薬学部薬学科についてのみ令和6年度まで実施するものです。

- ④「国の制度」の対象外(不採用・停止中)
申請手続をした方のうち、旧制度に該当する場合は、全額・1/2・1/4の授業料減免をします。
- ⑤「国の制度」の第Ⅲ区分(1/3減免)に該当
申請手続をした方のうち、旧制度の「全額減免」に該当する場合は、「国の制度」1/3減免+「独自制度」1/2減免、合計5/6の授業料減免をします。

令和5年度<前期>授業料減免を希望する学生は、①～③の区分に従って手続を行ってください。

各手続の詳細(経過措置の授業料減免制度を含む)、各種様式については、大学ウェブサイト>教育・学生生活>修学支援制度(減免及び給付型奨学金)又は 授業料減免 を確認してください。

①「国の制度」に採用されている学生

②「国の制度」に明らかに該当しない学生

- ① 家計基準による見直しにより**令和4年10月～令和5年9月**の支援区分が「**停止**」又は「**第Ⅲ区分(1/3)**」となった方
- ② 入学時期・留年・標準単位数未滿・収入基準・資産基準により**国の制度の対象外**(申請できない、申請したが不採用)となった方

令和5年3月24日(金)～4月13日(木)
窓口持参又は郵送(期限必着・厳守)

「前期授業料納付猶予願(経過措置用)」を提出(窓口受付は17時15分まで)

※前期授業料について5月の引落しを停止
※期限後の提出は不受理

令和5年6月16日(金) ～ 6月22日(木)
窓口持参(予約制)又は郵送(期限必着・厳守)

「経過措置の授業料減免」を希望する場合、減免申請に必要な書類等を揃えて上記期間内に申請

※持参予約は学務情報システムの学内共有ファイルを参照
※期限後の提出は不受理

③ 令和5(2023)年度<春期>に「国の制度」に申込予定の学生

※「国の制度」に該当しないことが明らかでない(上記①②に該当しない)方で、授業料減免を希望する場合は、まず「国の制度」の申込手続を行ってください。

令和5年3月24日(金)～4月13日(木)
窓口持参又は郵送(期限必着・厳守)

「令和5年度<前期>授業料納付猶予願(高等教育の修学支援制度申込予定用)」を提出(窓口受付は17時15分まで)

<要注意>上記期限までに**未提出**でも国の制度には**申込可能**ですが、前期授業料は**5月12日(金)に一旦引落とし**となります。また「国の制度」が第Ⅲ区分・不採用の場合であっても経過措置の授業料減免には**申請できません**。

学生課で専用の書類の交付を受けてください。

令和5年4月3日(月)～5月9日(火)
窓口持参又は郵送(期限必着・厳守)

必要書類を学生課へ提出、「スカラネット」入力用のパスワードを受け取る。

令和5年5月14日(日)23時までに手続き

上記の書類提出・パスワード受取り後、「スカラネット」に入力・マイナンバーを郵送
※期限後の入力はできません

「授業料納付猶予願」提出済の次の方に、学務情報システムと通じて「経過措置の授業料減免」の案内および申請期間の連絡を行います。

- ・ 国の制度結果が「不採用」、又は「第Ⅲ区分(1/3)」となった方
- ・ 国の制度の結果が「未決定」で、経過措置の授業料減免も希望し、平行して申請手続をする必要がある方